

# 特定案件事前評価実施要領

[機-20104-16]

高圧ガス保安協会

## 文書履歴

特定案件事前評価実施要領 [機 - 20104]

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
- 0	1994.4.18	制定
- 1	1997.4.1	-
- 2	1998.4.1	-
- 3	2000.4.1	「『高圧ガス保安法における通商産業大臣特別認可手続きについて（平成 10 年 4 月 1 日付け平成 10・03・27 立局第 2 号）』の一部改正について（平成 12・03・31 立局第 72 号）」への対応。
- 4	2001.3.26	「打合せ」の規定を削除。
- 5	2002.10.1	手数料の払い込み指定口座について、銀行側による口座名変更に対応し変更。
- 6	2005.3.31	①「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）（平成 17・03・28 原院第 5 号）」の制定への対応。 ②手数料納付手続きの改訂 ③標準処理期間の明記
- 7	2006.5.15	受理申請を行う事務所の記載のうち、各事務所における「階」を削除する。
- 8	2009.4.6	別紙 2 中、機器検査事業部の所在地を改正
- 9	2014.5.15	第 2 項(1)から別紙 2 を削除し、申請受理事務所を機器検査のみに変更。これに伴い、別紙 3 から 5 までを別紙 2 から別紙 4 までに改正。
- 10	2019.7.1	「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）（20190606 保局第 10 号）」の制定への対応。
- 11	2020.4.1	「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程（20191021 保局第 1 号）」への対応。
- 12	2021.8.2	申請書から「印」を削除。
- 13	2022.4.1	組織再編に伴い実施事務所名の変更（機器検査事業部門に変更）
- 14	2023.12.26	別紙 3 中、必要な字句修正を実施。
- 15	2025.8.1	基本規程の制定に伴う文書番号の変更（新：20104、旧：20200）。
- 16	2026.4.1	①申請書様式の一部修正（備考欄の修正、重複する項目の削減）。 ②申請書類の記載要領を追加。 ③評価書様式を修正（様式サイズの変更、記入項目の見直し）。 ④規定構成及び表現を全体的に見直し。

# 特定案件事前評価実施要領

[機-20104-16]

## 1 適用範囲

この要領は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）（20190606 保局第 10 号）」（以下「通達」という。）に基づき、通達の別表 1 に掲げる特定案件に関して実施する特定案件事前評価（以下「事前評価」という。）について適用する。

## 2 用語

この要領で使用する主な用語は、次に掲げるところによる。

- (1) 個別申請 特定案件への特認の必要が生じた都度、事前評価を申請すること
- (2) 包括申請 包括特認を申請しようとする場合に、事前評価を申請すること
- (3) 特定案件 高圧ガス保安法に基づく技術上の基準の特則承認等であって、通達の別表 1 に掲げる案件
- (4) 根拠条項 特定案件の根拠となる条項であって、通達の別表 1 に掲げるもの
- (5) 対応策 高圧ガス保安法で定める技術上の基準によれない場合に、当該基準に替えて適用する安全対策等
- (6) 申請書類 次に掲げる書類一式
  - ① 申請書 様式 1 から様式 3 までに掲げる事前評価の申請書（申請書の別紙を含む。）
  - ② 申請書の別添 申請書に添付する資料で、特認内容の詳細を説明するもの

## 3 申請

### 3.1 一般

事前評価を受けようとする者は、次に掲げるところにより、事前評価の申請を行うものとする。なお、申請は、特認内容に係る高圧ガス保安法の規制を受ける者が行うものとする。

- (1) 協会の機器検査事業部門に申請書類を提出するものとする。申請書類の提出は、協会ウェブサイトで公開する特定案件事前評価委員会の開催日に応じた期日までに行うものとする。
- (2) 申請書に記入する代表者氏名は、代表権を有する者の氏名とする。代表権を有しない者の氏名で申請する場合にあっては、代表権者の委任状（参考様式）を添付するものとする。
- (3) 申請は、特定案件への特認の必要が生じた都度行うものとする。ただし、包括特認を申請する場合であって、附属書 1 の要件を満足するときは、包括申請を行うことができるものとする。なお、申請は、同一の省令に係るものを 1 申請とする。

### 3.2 申請書の様式

申請書の様式は、対象条項又は特定案件に応じて、次表に掲げるところによる。なお、同一の申請内容であって、様式 1 及び様式 2 の区分に係る申請を行う場合は、様式 1 を用いる。

区分	対象条項又は特定案件	申請書の様式	申請書の別紙の様式
1	危険のおそれのない場合の特則に係る特認のうち耐圧・気密・強度のみに係る特認	様式 1	通達様式第 1 の別紙
2	特定設備検査規則第 10 条から第 45 条まで		
3	特定設備検査の受検を要しない特定設備に係る特認	様式 2	通達様式第 2 の別紙
4	上記に掲げる対象条項以外の基準	様式 3	通達様式第 3 の別紙

### 3.3 申請書の別添

#### 3.3.1 一般

申請書の別添には、次に掲げる事項に加え、3.3.2 から 3.3.4 までに掲げる事項を記載するものとする。また、申請書の別添の記載内容に応じて、図面、解析データ、参考文献等の必要な資料を添付する。

備考 申請書の別添の構成例は、参考「申請書の別添の構成例」を参照のこと。

- (1) 申請書に記入した番号（申請者が定める任意の文書番号）及び年月日
- (2) 担当者（2 名以上とする。）の氏名、所属部署及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- (3) 目次（記載事項及び添付資料の一覧）

#### 3.3.2 申請の概要

申請の概要として、申請の背景、目的、特認内容の概要等を記載するものとする。包括申請の場合にあっては、附属書 1 の包括申請の要件に係る事項についても記載するものとする。

#### 3.3.3 申請対象の設備等の概要

特認内容に応じて、附属書 2 に基づき申請対象の設備等の概要を記載するものとする。

#### 3.3.4 特認内容

特認内容として、対応策ごとに次の事項を記載するものとする。

- (1) 根拠条項
- (2) 特認を受けようとする対象条項
- (3) 規則に定める条項によれない理由
- (4) 対応策

## (5) 対応策の妥当性

### 3.4 申請書類の受理

協会は、申請書類の提出があった場合には、申請書類に不備がないことを確認した後、受理する。

### 4 手数料等の納付

手数料等の納付は、次に掲げるところによる。

- (1) 申請者は、協会が別に定める手数料を速やかに納付するものとする。
- (2) 現地評価を行う場合にあっては、(1)の手数料のほか、現地評価及び移動に要した時間に協会が別に定める時間あたりの単価を乗じた金額並びに現地評価に要した旅費を申請者が負担する。この場合、事後精算とする。
- (3) (1)及び(2)の手数料等は、協会が指定する金融機関の指定口座に振り込むものとする。
- (4) 事前評価結果の通知は、原則、(1)及び(2)の手数料等の納付が確認された後に行う。
- (5) 協会は、正当な理由がある場合を除き、受納した手数料等は返金しない。

### 5 事前評価の実施

協会は、次に掲げるところにより事前評価を実施する。

- (1) 事前評価は、申請書類に基づく書類評価及び必要に応じて行う現地評価により行う。
- (2) 事前評価は、規則に定める基準によれない理由（特定設備検査の受検を要しない特定設備に係る特認の場合にあっては、特定設備検査の受検を要しないとする理由）及びその対応策の妥当性について評価を行う。
- (3) 事前評価を行うときは、協会に設置する特定案件事前評価委員会に諮る。ただし、附属書 3 の要件を満たす場合は、委員会への諮問を省略することができる。特定案件事前評価委員会は、(2)の観点で評価を行う。

### 6 事前評価結果の通知等

#### 6.1 事前評価結果の通知

協会は、事前評価を行ったときは、様式 4 により、申請者に対し、速やかに事前評価結果を通知する。

備考 事前評価結果の通知を受けた者は、通達に従い特認申請を行う必要がある（通達の特認申請の手続きフローを参照）。

#### 6.2 包括申請に係る事前評価結果の有効期間

包括申請に係る事前評価結果の有効期間は、当該評価結果の発行日から 5 年間とする。

### 7 申請取下

事前評価結果の通知前に事前評価の申請を取り下げようとする者は、様式 5「事前評価申請取下依頼書」を協会の機器検査事業部門に提出するものとする。

## 8 事前評価結果の返納

通知された事前評価結果を返納しようとする者は、様式 6「事前評価結果返納依頼書」に返納する事前評価結果等を添付し協会の機器検査事業部門に提出するものとする。

## 9 標準処理期間

申請を受理した日から事前評価結果を通知する日までの標準処理期間は 30 日とする。ただし、12月29日から12月31日まで、1月1日から1月3日まで、4月及び5月の祝祭日並びに申請者が特定案件事前評価委員会の指摘事項等への対応に要する期間は除く。

附則 この要領は、平成 6 年 4 月 18 日から実施する。これに伴い、特別技術事前審査実施要領（昭和 60 年 4 月 1 日制定）及び特別技術事前審査実施細則（昭和 60 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附則 この改正は、平成 9 年 4 月 1 から適用する。

附則 この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この改正は、平成 13 年 3 月 26 日から適用する。

附則 この改正は、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附則 この改正は、平成 17 年 3 月 31 日から適用する。

附則 この改正は、平成 18 年 5 月 15 日から適用する。

附則 この改正は、平成 21 年 4 月 6 日から適用する。

附則 この改正は、平成 26 年 5 月 15 日から適用する。

附則 この改正は、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附則 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この改正は、令和 3 年 8 月 2 日から適用する。

附則 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この改正は、令和 5 年 12 月 26 日から適用する。

附則 この改正は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 8 年 4 月 30 日までは従前の特定案件事前評価実施要領によることができる。

## 様式 1

## 特定案件事前評価申請書

番号  
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

(1) について特定案件事前評価<sup>(2)</sup>を受けたいので申請します。

高圧ガス設備等の製造者	名称（事業所の名称を含む。）	
	所在地	
高圧ガス設備等が設置される事業所	名 称	
	所在地	
高 圧 ガ ス 設備等の概要	種 類	
	常用の圧力 <sup>(3)</sup>	
	常用の温度 <sup>(4)</sup>	
	使用流体	
特 認 内 容 の 説 明		別紙のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

- 2 <sup>(1)</sup> は、当該申請に係る通達の別表 1 に掲げる「特定案件」の名称から「に係る特認」を除いて記入すること。
- 3 包括申請の場合にあっては、<sup>(2)</sup> を「包括特定案件事前評価」と書き替えること。
- 4 <sup>(3)</sup> は、特定設備検査規則及び冷凍保安規則第 64 条第 2 号に係る申請にあっては「設計圧力」に、冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 6 号、同条第 2 項、第 8 条第 2 号、第 12 条及び第 13 条に係る申請にあっては「許容圧力」にそれぞれ書き替えること。
- 5 <sup>(4)</sup> は、特定設備検査規則及び冷凍保安規則に係る申請にあっては「設計温度」に書き替えること。

## 様式 2

## 特定案件事前評価申請書

番号  
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

特定設備検査の受検を要しない特定設備について特定案件事前評価<sup>(1)</sup>を受けたいので申請します。

特定設備の 製 造 者	名称（事業所の 名称を含む。）	
	所 在 地	
特定設備が 設置される 事 業 所	名 称	
	所 在 地	
特定設備の 概 要	種 類	
	設 計 圧 力	
	設 計 温 度	
	使 用 流 体	
試 験 研 究 の 内 容 の 説 明		
特 認 内 容 の 説 明		別紙のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 包括申請の場合にあっては、<sup>(1)</sup>を「包括特定案件事前評価」と書き替えること。

## 様式 3

## 特定案件事前評価申請書

番号  
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

(1) について特定案件事前評価<sup>(2)</sup>を受けたいので申請します。

特別認可 を受ける 事業所	名 称	
	所在地	
特 認 内 容 の 説 明	別紙のとおり	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 <sup>(1)</sup> は、当該申請に係る通達の別表 1 に掲げる「特定案件」の名称から「に係る特認」を除いて記入すること。

3 包括申請の場合にあっては、<sup>(2)</sup> を「包括特定案件事前評価」と書き替えること。

様式 4

高機業第 号  
年 月 日

殿

高圧ガス保安協会  
会長特定案件事前評価結果<sup>(1)</sup>

年 月 日付け番号 をもって申請がありました件については、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）（20190606 保局第 10 号）」に基づき事前評価を行いましたので、下記のとおり評価結果を通知します。  
なお、留意事項については、製造又は使用に当たり十分に留意してください。

## 記

1 事前評価を受けた者<sup>(2)</sup>

## 2 申請の概要

3 申請対象の設備等の概要<sup>(3)</sup>

種類	
図面番号	

4 特認内容の評価<sup>(4)</sup>

## 5 留意事項

(1) 製造上の留意事項

(2) 使用上の留意事項

以上

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。  
 2 包括申請の場合は、<sup>(1)</sup>を「特定案件事前評価結果（包括）」と書き替える。  
 3 <sup>(2)</sup>は、区分 1 の場合にあつては「高圧ガス設備等の製造者」及び「高圧ガス設備等が設置される事業所」を、区分 2 及び区分 3 の場合にあつては「特定設備の製造者」及び「特定設備が設置される事業所」を、区分 4 の場合にあつては「特別認可を受ける事業所」の名称及び所在地を記入する。  
 4 <sup>(3)</sup>は、申請対象の設備等の概要に応じて記入する。  
 5 <sup>(4)</sup>は、対応策ごとに、根拠条項、特認を受けようとする対象条項、対応策及び対応策の妥当性に係る事項を記入する。

様式 5

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所  
名 称  
代表者

事前評価申請取下依頼書

下記のとおり、事前評価申請を取り下げます。

記

取り下げる事前評価申請：

特定案件事前評価申請書（ 年 月 日付け 番号 ）

理由：

以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式 6

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所  
名 称  
代表者

事前評価結果返納依頼書

下記のとおり、事前評価結果を返納します。

記

返納する事前評価結果：

特定案件事前評価結果（ 年 月 日付け 高機業第 号）

理由：

以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

参考様式

委任状

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所  
名 称  
代表者

下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

代理人

住 所  
所 属  
氏 名

委任事項

事前評価の申請に係る一切の権限

委任期間<sup>(1)</sup>

自 年 月 日  
至 年 月 日

以上

備考 委任期間を定める場合にあつては、1年程度を目安に<sup>(1)</sup>の例のように記載する。

## 附属書 1

## 包括申請の要件

## 1 適用範囲

附属書 1 は、本文 3.1(3)の包括申請の要件を定める。

## 2 一般

包括申請にあたって満足すべき要件は、3 に掲げる設備等の仕様に係る要件及び 4 に掲げる対応策に係る要件とする。この場合において、申請対象の設備等は、当該設備等の対応策について特認を受けた実績（以下「特認の実績」という。）を有しているものとし、複数の特認の実績がある場合にあっては、それらを組み合わせてもよい。なお、特認の実績については、対応策の使用実績があることが望ましい。

## 3 設備等の仕様に係る要件

## 3.1 一般

設備等の仕様に係る要件は、包括申請の対象となる設備等に応じて、3.2 から 3.6 までに定めるところによる。この場合において、各要件を満足することは、特認の実績に基づき判断する。

## 3.2 容器保安規則又は国際相互承認に係る容器保安規則に係る案件

申請対象の容器又は附属品は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 容器又は附属品の仕様範囲が、適用する例示基準に定める同一の型式に属すること。  
この場合、容器又は附属品の仕様範囲は、特認の実績のある容器又は附属品の仕様を基準とする。
- (2) 使用流体（充填する高圧ガスの種類）が定められていること。この場合、複数の高圧ガスの種類を定めることができるものとする。

## 3.3 特定設備検査規則に係る案件

申請対象の特定設備は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 特定設備の区分及び種別が同一であること。
- (2) 使用目的及び使用流体が同一であること。
- (3) 設計圧力が同一であること。
- (4) 設計温度が同一であること。
- (5) 使用材料が同一であること。
- (6) 形状及び寸法が同一であること。ただし、次の①及び②に係る形状及び寸法であって、対応策に影響がない場合にあっては、同一であることを要しない。
  - ① ノズル等の有無、個数及び取付位置
  - ② 胴又は管の長さ
- (7) 製作条件（後熱処理、溶接条件等）が同一であること。
- (8) 検査条件（耐圧試験、気密試験、非破壊検査等）が同一であること。

### 3.4 特定設備検査規則の材料に係る案件

申請対象の特定設備の材料は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。なお、特定設備検査規則の材料に係る案件は、当該材料の物性値、機械試験等を含むものとする。

- (1) 材料の名称が同一であること。
- (2) 材料の製造方法が同一であること。
- (3) 材料の機械的性質及び化学的成分が同一であること。
- (4) 材料の形状（板材、鍛造品、管材、棒等）が同一であること。
- (5) 材料の寸法範囲（板厚、大きさ等）が定められており、特認の実績の寸法範囲内であること。
- (6) 設計温度範囲が特認の実績の設計温度範囲内であること。

### 3.5 一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則又はコンビナート等保安規則の高圧ガス設備の耐圧・気密・強度に係る案件

申請対象の高圧ガス設備は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 高圧ガス設備の種類（複数の種類を組み合わせた構成である場合にあっては、当該構成を含む。）が同一であること。
- (2) 使用目的及び使用流体が同一である。
- (3) 常用の圧力が同一である。
- (4) 常用の温度が同一である。
- (5) 使用材料が同一である。
- (6) 形状及び寸法が同一である。ただし、次の①及び②に係る形状及び寸法であって、対応策に影響がない場合にあっては、同一であることを要しない。
  - ① ノズル等の有無、個数及び取付位置
  - ② 胴又は管の長さ
- (7) 製作条件（溶接後熱処理、溶接条件等）が同一である。
- (8) 検査条件（耐圧試験、気密試験、非破壊検査等）が同一である。

### 3.6 特定設備検査規則第7条第2号に係る案件

申請対象の特定設備は、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 特定設備の仕様が一定の範囲内にあること。
- (2) 高圧ガスの使用環境が一定の範囲内にあること。

## 4 対応策に係る要件

包括申請における対応策は、特認の実績に基づき、次に掲げる要件をいずれも満足すること。

- (1) 根拠条項が同一であること。
- (2) 特認を受けようとする対象条項が同一であること。
- (3) 規則に定める条項によれない理由（特定設備検査の受検を要しない特定設備に係る特認の場合にあっては、特定設備検査の受検を要しないとする理由）が同一であること。

- (4) 対応策が同一であること。
- (5) 対応策の妥当性に関する説明が同一であること。

備考 3 及び 4 に掲げる要件に関連して、追加で立証が必要な場合がある。

## 附属書 2

## 申請対象の設備等の概要

## 1 適用範囲

附属書 2 は、本文 3.3.3 の申請対象の設備等の概要の記載事項を定める。

## 2 一般

申請対象の設備等の概要には、設備等の種類、仕様、構造等を記載するものとする。なお、申請対象の設備等の概要に記載した事項は、事前評価結果に記載される。

申請対象の設備等の概要として記載する事項は、特認内容に応じて、3 に掲げるところによる。また、特認内容に応じて必要な事項（例えば、適用範囲、制限事項等の前提条件）があれば、当該事項も記載すること。包括申請の場合にあっては、特認内容に応じて、附属書 1 の 3 に定める設備等の仕様に係る要件について記載する。

## 3 申請対象の設備等の概要

## 3.1 危険のおそれのない場合の特則に係る特認のうち耐圧・気密・強度のみに係る特認

## (1) 高圧ガス設備等の種類

## (2) 高圧ガス設備等の製造者の名称及び所在地

## (3) 高圧ガス設備等の仕様として、次の①から④までに掲げる事項

- ① 常用の圧力（冷凍保安規則第 64 条第 2 号に係るものにおいて設計圧力とし、冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 6 号、同条第 2 項、第 8 条第 2 号、第 12 条及び第 13 条に係るものにおいて許容圧力とする。）
- ② 常用の温度（冷凍保安規則に係るものにおいて設計温度とする。）
- ③ 使用流体
- ④ その他特認内容に係る仕様

## (4) 高圧ガス設備等の構造（図面を添付するものとする。）

## (5) 個別申請の場合にあっては高圧ガス設備等の設置場所の名称及び所在地

## 3.2 特殊な設計による特定設備（特定設備検査規則第 10 条から第 45 条まで）

## (1) 特定設備の区分及び種別並びに個別申請の場合にあっては数量

## (2) 特定設備の製造者の名称及び所在地

## (3) 特定設備の仕様として、次の①から⑤までに掲げる事項

- ① 設計圧力
- ② 設計温度
- ③ 内容積
- ④ 使用流体
- ⑤ その他特認内容に係る仕様

## (4) 特定設備の構造（図面を添付するものとする。ただし、特定設備の材料に係る包括申請を行う場合を除く。）

## (5) 個別申請の場合にあっては特定設備の設置場所の名称及び所在地

3.3 特定設備検査の受検を要しない特定設備に係る特認

3.2 に定める事項及び試験研究の内容について記載する。

3.4 容器保安規則及び国際相互承認に係る容器保安規則に係る特認

- (1) 容器又は附属品の種類
- (2) 容器又は附属品の製造者の名称及び所在地
- (3) 容器又は附属品の仕様として、次の①から⑤までに掲げる事項
  - ① 最高充填圧力
  - ② 耐圧試験圧力
  - ③ 内容積（容器に限る。）
  - ④ 使用流体
  - ⑤ その他特認内容に係る仕様
- (4) 容器又は附属品の構造（図面を添付するものとする。）

3.5 その他の特認（3.1 から 3.4 までの特認以外の特認）

- (1) 製造施設等の種類
- (2) 製造施設等の仕様
- (3) 製造施設等の構造（図面を添付するものとする。）

## 附属書 3

## 特定案件事前評価委員会への諮問を要しない案件

## 1 適用範囲

附属書 3 は、本体 5(3)の特定案件事前評価委員会への諮問を要しない案件を定める。

## 2 諮問を要しない案件

諮問を要しない案件は、次のいずれかに該当する案件とする。

- (1) 附属書 1 の 3.3, 3.4 又は 3.5 及び 4 を満足する案件で、個別申請されたものであること。この場合、3.4(5)の「寸法範囲」は「寸法」に、3.4(6)の「設計温度範囲」は「設計温度」とそれぞれ読み替えるものとする。
- (2) 過去に事前評価申請した案件と同一の申請内容であり、過去に特定案件事前評価委員会での評価において問題がなかった案件であること。
- (3) 根拠条項が次のいずれかのみであること。
  - ① 容器保安規則第 8 条第 4 項の「刻印等の方式に係る特認」
  - ② 容器保安規則第 10 条第 5 項及び国際相互承認に係る容器保安規則第 7 条第 3 項の「表示の方式に係る特認」
  - ③ 容器保安規則第 18 条第 2 項の「附属品検査の刻印に係る特認」
  - ④ 容器保安規則第 37 条第 3 項及び国際相互承認に係る容器保安規則第 27 条第 3 項の「容器再検査に合格した容器の刻印等に係る特認」
  - ⑤ 容器保安規則第 38 条第 2 項及び国際相互承認に係る容器保安規則第 28 条第 2 項の「附属品再検査に合格した附属品の刻印に係る特認」

参考

## 申請書の別添の構成例

番号	〇〇〇〇	(申請書に記載の番号と同じとする。)
	〇〇年〇〇月〇〇日	(申請書に記載の年月日と同じとする。)
担当者の氏名、所属部署及び連絡先		
	〇〇〇	(氏名、所属部署、電話番号及びメールアドレスを記載する。)
	〇〇〇	
目次		
1.	申請の概要	..... 1
2.	申請対象の設備等の概要	..... 2
3.	特認内容	..... 2
3.1	〇〇〇	..... 2
図	面	〇〇〇
添付資料		〇〇〇

- |     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 1.  | 申請の概要                            |
|     | 〇〇〇                              |
| 2.  | 申請対象の設備等の概要                      |
|     | 〇〇〇                              |
| 3.  | 特認内容                             |
| 3.1 | 〇〇〇 (例えば、強度、耐圧試験のように対処策ごとに記載する。) |
| (1) | 根拠条項                             |
| (2) | 特認を受けようとする対象条項                   |
| (3) | 規則に定める条項によれない理由                  |
| (4) | 対応策                              |
| (5) | 対応策の妥当性                          |